

1 工場等の新・増設に関する助成
●企業立地奨励事業助成金

助成金区分※1		市単独					県要綱適用						
		工場等（製造業）		工場等（製造業以外）		物流業務施設		工場等			物流業務施設	デザイン業	
		特定地域内	特定地域外	特定地域内	特定地域外	特定地域内	特定地域外	通常		特認	大規模特任	新增設	新增設
事業区分		新設・拡張					新設・増設		新設・増設				
要件 ※2	投資額	投下固定資産額 5千万円以上					投下固定資産額 製造業：5億円以上 非製造業：5千万円以上		投下固定資産額 50億円以上	投下固定資産額 100億円以上	投下固定資産額 5億円以上	投下固定資産額 5千万円以上	
	新規雇用者数	5人以上 （中小企業は2人以上）		5人以上 （中小企業は2人以上）		5人以上 （中小企業は2人以上）		10人以上		60人以上	100人以上	10人以上	5人以上
	その他	—	—	—	—	・社会資本等の周辺5*の区域内の立地 ・自動荷捌き、情報処理システム等高度な設備		—	—	※50億又は60人 いずれかでOK	産業構造の高度化に資すると認められる業種	—	—
投下固定資産額等に対する助成率		10%		5%		5%		製造業 10% 非製造業 5%		製造業：10% 非製造業：5%		5%	
限度額		1億円	5千万円	5千万円	2千5百万円	5千万円	2千5百万円	製造業 2億円 非製造業 1億円		5億円（非製造業は2億5千万円）※3	30億円（非製造業は15億円）※3※4	1億円	
GX特別枠 （上記立地助成に加算）	要件	自家消費を目的とした太陽光パネル、蓄電池整備等、自然エネルギーの活用に係る設備投資					自家消費を目的とした太陽光パネル、蓄電池整備等、自然エネルギーの活用に係る設備投資						
	投資額	100万円以上（自然エネルギーの活用に係る投資額）					100万円以上（自然エネルギーの活用に係る投資額）						
	助成率	50%					50%						
	限度額	100万円					100万円						

※1：特定地域とは、市内企業団地（稲積リバーサイドパーク、小杉インターパーク、大島企業団地、七美工業団地、広上工業団地、大門企業団地、小杉流通業務団地、針原企業団地、白城台工業団地、富山新港臨海工業用地、沖塚原企業団地）をいう。
※2：投下固定資産額とは、事業に供する用地取得費、建物取得費及び設備投資費の合計額をいう。
新規雇用数は、中小企業においては（ ）書きの人数以上とする。
※3：市長が特に認める場合に適用
※4：更に産業構造の高度化に資すると認められる業種（情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野）

●IT・オフィス系企業を対象とした助成制度

助成金区分	IT・オフィス系企業立地助成金（県単独）	情報通信関連助成金（市単独）
対象経費	オフィス賃借料・回線使用料 新規雇用者1名あたりに50万円の助成	通信回線使用料
対象業種	情報サービス関連業	
要件	新規雇用10人以上 （本社機能を県外から移転する場合5人以上）	①富山県情報通信関連企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること ②新規雇用者が60人以上
助成率・助成額	オフィス賃借料・回線使用料：50% 新規雇用者：50万円/人	通信回線使用料：25%
助成期間	3年間 （特認6年間※）	6年間
限度額	オフィス賃借料：1,200万円/年 回線使用料：2,000万円/年 新規雇用者：1億円	回線使用料：1,000万円/年

※新規雇用者60人以上かつ市町村からも助成を受ける場合

1 工場等の新・増設に関する助成
●企業立地奨励事業助成金

助成金区分	雇用創出企業立地支援事業助成金(市単独)	GX推進企業立地支援事業助成金(市単独)	利子補給助成金(市単独)	本社機能を有する事業者(県単独)		民間研究所立地奨励金(県単独)	新成長産業研究拠点強化助成金(県単独)
対象経費	工場等の新設・拡張に伴う新規雇用従業員	工場等の新設・拡張に伴い太陽光発電設備や蓄電池を導入する事業者	工場等を移転し、建物、構築物の建設資金(用地及び設備費を除く)を借り入れた場合の利息の支払いに要する経費	県外からの本社機能移転に伴う土地、建物、設備取得費		自然科学研究所の整備に伴う土地、建物、設備等取得費※1	自然科学研究所 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者
事業区分	新規・増設・拡張	新規・増設・拡張	新設	通常	大規模特任	新設・増設	新設・増設
要件	・企業立地奨励事業助成金の交付要件を満たすこと ・操業開始前後1年度以内に射水市民を新規雇用し、引き続き1年以上雇用すること	【共通】企業立地奨励事業助成金の交付要件を満たすこと 【1】太陽光を電気に変換するモジュールを導入すること 【2】上記の設備と常時接続し、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池を導入すること	・工場等の移転計画を定め、特定金融機関の承認を得ること ・移転前の工場等の跡地利用について市長と事前に協議すること	投下固定資産額:5千万円以上 新規雇用者数:5人以上 (中小企業は2人以上)	投下固定資産額:100億円以上 新規雇用者数:60人以上 ※1	投下固定資産額:1億円以上 新規雇用者数:10人以上	投下固定資産額:1億円以上 新規雇用者数:5人以上
助成率	射水市民1名につき50万円 (ただし、対象者が県外に3年以上居住し、雇用を期に射水市に転入したことが確認できる場合1名につき100万円)	【1】太陽光モジュール 定額150万円 【2】蓄電池 定額150万円	5年分の借入利子の1/3	対象経費の10%		対象経費の15% (雇用要件10～29人) 対象経費の20% (雇用要件30人以上)	対象経費の15% (雇用要件5～14人) 対象経費の20% (雇用要件15人以上)
限度額	1千万円		100万円/年	5億円	30億円	1億5千万円(雇用29人まで) 2億円(雇用30人以上) 5億円(雇用60人以上)	1億5千万円(雇用14人まで) 2億円(雇用15人以上) 5億円(雇用30人以上)

※1: 知事が特に必要と認めた場合。

2 法律に基づく税制制度等の優遇措置

根拠法令		地域未来投資促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇措置
税制上の優遇措置	内容	・法人税(国税)の減税 機械・装置: 特別償却40%or税額控除4% 器具・備品: 特別償却40%or税額控除4% 建物・付属設備・構築物: 特別償却20%or税額控除2% ・不動産取得税(県税)の減税 ・固定資産税(市税)の課税免除(3年間)	・設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 ・雇用促進税制(国税)の拡充適用 ・法人事業税(県税)の軽減(1/10 3年間) ・不動産取得税(県税)の軽減(1/10) ・固定資産税(市税)の軽減 移転型: 1.5%⇒1年目0.14%、2年目0.35%、3年目0.7% 拡充型: 1.5%⇒1年目0.14%、2年目0.467%、3年目0.933%
	対象	建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもの)	建物、構築物、機械装置、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもの)
	要件	企業立地計画に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの ※1	地方拠点強化地域特別業務施設整備計画に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のももの(中小企業者は1,900万円以上) ※2
工場立地法の特例		緑地面積割合の緩和	—

※1: 富山県地域経済牽引事業促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を受け、国における審査会で先進性の確認を得た場合に限る。

※2: 富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域特別業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限る。

3 荷主企業奨励金(県助成)

対象	荷主企業(シフト貨物、新規貨物)※1			商社 物流業者	新規立地・増 設企業の特例
	初年度	2～5年度			
要件 交付額	10～49TEU 1万円/TEU	50TEU かつ 10%以上 増加	100TEU かつ 20%以上 増加	取引先荷主企 業(2社以上) 100TEU以上 集荷かつ前年 度比50TEU以 上増加	企業立地助成 金物流業務立 地助成金の交 付決定又は企 業立地計画の 承認を受けた 企業で10TEU 以上の利用
	50～99TEU 1.5万円/TEU	1万円/TEU (前年度から の増差分)	2万円/TEU (前年度から の増差分)		
	100TEU 2万円/TEU			2万円/TEU (前年度から の増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円	100万円	200万円	200万円	100万円